

## II. 參考資料



## 学術研究助成基金補助金交付要綱

平成23年4月28日  
文部科学大臣決定

## (通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「法」という。）  
第18条第4項の規定に基づく学術研究助成基金補助金（以下「補助金」という。）  
の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、法、補助金等に係る予  
算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）  
及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255  
号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、  
法第15条第1号に基づき振興会が行う学術研究の助成及びこれに附帯する業務を実  
施するための基金を造成し、当該基金を活用することを目的とする。

## (交付の対象)

第3条 この補助金は、振興会が法第18条第1項に規定する学術研究助成基金（以下  
「基金」という。）の造成を行う事業（以下「事業」という。）に必要な経費を補助  
の対象とする。

## (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象  
経費の支出予定額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨  
てるものとする。

1 基準額	2 対象経費
当該年度予算額	振興会の基金の造成に要する経費

## (申請手続等)

第5条 振興会は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式(1)による交付申  
請書を文部科学大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

2 振興会は、前項の交付申請書を提出するに当たっては、あらかじめ、別紙様式(2)  
の基金により行う助成事業の計画書を大臣に提出し、承認を得なければならない。

(交付決定の通知)

第6条 大臣は、前条及び第8条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、速やかに交付決定を行い、別紙様式(3)による交付決定通知書を振興会に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 事業内容の変更をする場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 四 基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、法第18条第1項に定める基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。
- 五 基金により行う助成事業については、大臣が財務大臣と協議して定める基本方針に基づいて行わなければならない。
- 六 研究者からの振興会への申請その他この基金により行う助成事業に関する細目は、振興会において定める取扱要領によるものとする。振興会は、取扱要領を定めるに当たっては、大臣に協議するものとする。
- 七 振興会は、法第21条第1項の規定に基づき、基金により行う学術研究助成業務の収支の状況及び基金から交付した助成金の執行の状況等について毎年度報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 八 振興会は、基金により行う助成事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、研究者から報告を受け又は実地に調査し、若しくは指導するものとし、その結果を大臣に報告するものとする。また、基金から交付した助成金の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いがある場合を含む）には、速やかに調査を実施し、その結果を大臣に報告するものとする。
- 九 振興会は、基金により行う助成に係る審査、評価及び分析を行う事業を遂行するため契約を締結し、支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるよう経費の効率的な使用に努めなければならない。
- 十 振興会は、基金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。取得財産等を処分することにより、相当の利益があつた場合には、基金に充てるものとする。
- 十一 振興会が、基金による事業の成果により相当の利益を得た場合には、基金に充

てるものとする。

(変更申請手続)

第8条 振興会は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更を行う場合には、速やかに別紙様式(4)による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(調査及び報告等)

第9条 大臣は、事業の適正な執行を図る必要があると認めるときには、振興会に対して報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 振興会は、事業が完了した日から30日を経過した日（事業の廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から30日を経過した日）又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式(5)による事業実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 大臣は、前条の報告を受けた場合に、事業実績報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、振興会に通知するものとする。

- 2 大臣は、振興会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 大臣は、事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 一 振興会が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
- 二 振興会が補助金を事業以外の用途に使用した場合

- 三 振興会が事業に関し不正、その他不適当な行為をした場合
  - 四 交付の決定後生じた事情により、事業の全部又は一部を継続する必要が無くなつた場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、すでに当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。
- 4 第 2 項に基づく補助金の返還及び前項の加算金について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(帳簿関係書類等の整備)

第 13 条 振興会は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附則

この要綱は平成 23 年 4 月 28 日から施行する。

## 学術研究助成基金の運用基本方針

平成23年4月28日  
文部科学大臣決定  
改正 平成24年4月12日

独立行政法人日本学術振興会法（平成14年12月13日法律第159号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づいて独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に造成された学術研究助成基金（以下「基金」という。）を適切に運用するため、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成23年4月28日文部科学大臣決定）第7条第5号に基づき、独立行政法人日本学術振興会が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）（平成20年2月28日文部科学大臣決定）（以下「中期目標」という。）第三の2（2）に規定する基金運用方針を定める。

### 1. 目的：

研究者の自由な発想に基づく学術研究の振興にふさわしい仕組みを整備するため、研究費の複数年にわたる使用を可能とし、研究費の効果的・効率的な執行を図ることを目的とする。

### 2. 総則：

- (1) 基金により行う助成事業は、「科学研究費助成事業（科研費事業）」を構成する事業として、文部科学省及び振興会が行う科学研究費補助金事業と一体的に運用するものとする。
- (2) 基金から支出する研究費（学術研究助成基金助成金。以下「助成金」という。）の執行に係るルールは、法第17条第2項により準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）及び本基本方針に適合するよう策定されなければならない。

### 3. 助成金の交付の対象：

- (1) 助成金の交付は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）を対象とするものとする。
- (2) 基金による助成の対象として中期目標第三の2（4）に示す研究事業は、前項の

要件を満たす研究事業のうち、それぞれ以下の各号に該当する事業をいうものとする。

- ① 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以下の研究事業（平成 23 年度以降に新たに採択されるものに限る）（「基盤研究（C）」）
- ② 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以下の研究事業（平成 23 年度以降に新たに採択されるものに限る）（「挑戦的萌芽研究」）
- ③ 研究計画の初年度の 4 月 1 日の時点で 39 歳以下の研究者が一人で行う研究事業であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以下の研究事業（平成 23 年度以降に新たに採択されるものに限る）（「若手研究（B）」）
- ④ 一人又は複数の研究者により組織する研究事業であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以上 2,000 万円以下の研究事業（平成 24 年度以降に新たに採択されるもので、500 万円以下の部分に限る）（「基盤研究（B）」）
- ⑤ 研究計画の初年度の 4 月 1 日の時点で 39 歳以下の研究者が一人で行う研究事業であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画に基づいて行う、応募総額が 500 万円以上 3,000 万円以下の研究事業（平成 24 年度以降に新たに採択されるもので、500 万円以下の部分に限る）（「若手研究（A）」）

#### 4. 助成金の費目間流用 :

3. （2）①から③に該当する事業における費目間の流用は、交付決定を受けた直接経費の総額の 50% の範囲内（総額の 50% の額が 300 万円以下の場合は、300 万円までの範囲内）であれば、振興会への手続を経ることなく行うことができる。この範囲を超える流用を行おうとする場合には、振興会の承認を必要とする。

なお、3. （2）④及び⑤に該当する事業における費目間流用の取扱については、別途振興会が定めることとする。

#### 5. 助成金の適切な管理及び執行 :

- (1) 助成金の執行は、振興会及び助成金の交付を受ける研究者（以下「研究者」という。）の所属する研究機関が定める規程等に基づいて行う。振興会及び各研究機関は、研究者が助成金を柔軟に使用できるようにするとともに、助成金を適正に執行管理するために必要な規程等を定め適切に管理することとする。
- (2) 助成金により行う事業（以下「補助事業」という。）の期間内においては、研究遂行が円滑に進展するよう、年度末、年度初めにおいて経費執行の空白期間が生じないように努め、弾力的な経費の執行を可能とする。
- (3) 各年度の助成金において研究計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、事前の手続きを経ることなく翌年度に引き続き使用することを可能と

し、研究者は各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。

(4) 補助事業において、助成金の不正な使用等が認められた場合又は研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。

## 6. 交付決定及び助成金の支払い：

- (1) 振興会が助成金を配分する際には、複数年にわたる研究期間全体についての交付決定を行うものとする。
- (2) 助成金は、研究の進捗に応じて、研究者の行う支払請求により各年度の始まるときに支払われるほか、研究の遂行上必要な場合においては、交付決定の総額の範囲内で、年度途中の追加支払いを受けることを可能とする。

## 7. 実施状況報告書の提出：

研究者は、最終年度を除く各年度終了後2か月以内に事業の実施状況及び助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合することを確認する。

## 8. 法律に基づく額の確定：

研究者は、補助事業期間終了後に、補助事業期間全体の実績報告書を振興会に提出するものとする。振興会は、提出された実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の審査等については、7.により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

## 9. 見直し：

文部科学大臣は、基金の運用開始5年以内に、基金の執行状況及び成果等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

## 10. 協議：

本基本方針に定める内容を変更しようとする場合においては、文部科学大臣はその内容について、財務大臣に協議するものとする。

## 11. その他：

本基本方針に定めることのほか、基金の運用に関し必要な事項は、これと整合を図りつつ、振興会が定めることとする。

## 附則

この決定は、平成24年4月12日から施行し、改正後の規定は、平成24年4月1日から適用する。

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領  
 (平成23年4月28日規程第19号)

改正 平成24年10月31日規程第21号  
 改正 平成25年3月13日規程第3号

(通則)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）が交付を行う科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（以下「助成金」という。）の取扱いについては、独立行政法人日本学術振興会法（平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。）、振興会法第17条第2項において準用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに学術研究助成基金の運用基本方針（平成23年4月28日文部科学大臣決定）に定めるものほか、この取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この取扱要領は、学術研究助成基金補助金交付要綱（平成23年4月28日文部科学大臣決定）第7条第6号の規定に基づき、振興会から研究者に対して交付する助成金の交付の対象、申請、交付その他の取扱いに関する細目を定め、もって助成金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この取扱要領において「研究機関」とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号。以下「取扱規程」という。）第2条第1項に規定する研究機関及び同条第8項の規定により研究機関とみなすものをいい、学術研究を行う機関であって第一号から第四号に掲げるもの及び第五号に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあっては、当該大学共同利用機関法人とする。）
  - 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
  - 三 高等専門学校
  - 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして文部科学大臣が指定するもの
  - 五 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であって、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第1号及び前2号に掲げるものを除く。）のうち、文部科学大臣が指定するもの
- 2 この取扱要領において「研究代表者」とは、助成金の交付の対象となる事業において、法第2条第3項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。
  - 3 この取扱要領において「研究分担者」とは、助成金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研

究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

- 4 この取扱要領において「連携研究者」とは、助成金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。
- 5 この取扱要領において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、助成金の交付の対象となる事業において研究への協力をうる者をいう。
- 6 この取扱要領において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による助成金の他の用途への使用又は助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 7 この取扱要領において「不正行為」とは、助成金の交付の対象となった事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

#### (助成金の交付の対象)

第4条 この助成金の交付の対象は、学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であって、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において助成金の管理を行うものに限る。）とする。

- 2 助成対象となる経費は、助成金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち助成金交付の対象として振興会が認める経費とする。
- 3 補助事業の期間は、振興会が決定した期間とする。ただし、助成金の交付を受けた者は、振興会の承認を経て、補助事業期間を1年間延長することができる。また、産前産後の休暇又は育児休業を取得する場合には、振興会の承認を経て、補助事業を中断する期間に応じて、1年間を超えて、延長することができる。

#### (助成金を交付しない事業)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が行う事業については、それぞれ当該各号に定める期間、助成金を交付しない。

- 一 法第17条第1項の規定により助成金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）において助成金の不正使用を行った者 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
- 二 前号に掲げる者と助成金の不正使用を共謀した者 同号の規定により同号に掲げる者が行う事業について助成金を交付しないこととされる期間と同一の期間
- 三 交付決定取消事業において法第11条第1項の規定に違反した補助事業者（前2号に掲げる者を除く。） 法第18条第1項の規定により当該交付決定取消事業に係る助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降1年以上2年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間
- 四 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者 当該助成金の返還の命令があった年度の翌年度以降5年間
- 五 不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究成果に係る研究論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。以下この条において同じ。）

当該不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間

- 2 前条第1項の規定にかかわらず、取扱規程第4条第1項又は独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（以下、「補助金取扱要領」という。）第5条第1項の規定により、科学研究費補助金を一定期間交付しないこととされた者が行う事業については、その期間、助成金を交付しないものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず、科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定。以下「大臣決定」という。）第1条に定める特定給付金を一定期間交付しないこととされた次の各号に掲げる者が行う事業については、大臣決定第2条に定める期間、助成金を交付しないものとする。
  - 一 特定給付金の他の用途への使用をした者又は当該他の用途への使用を共謀した者
  - 二 特定給付金の交付の対象となる事業に関して、特定給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく国の機関若しくは独立行政法人の長の处分に違反した者
  - 三 偽りその他不正の手段により特定給付金の交付を受けた者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者
  - 四 特定給付金による事業において不正行為があったと認定された者

（助成金の交付申請者）

第6条 第4条第1項に係る助成金の交付の申請をすることができる者は、補助事業を行う研究者の代表者とする。

（計画調書）

第7条 助成金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ補助事業に関する計画調書を別に定める様式により振興会に提出するものとする。

- 2 前項の計画調書の提出期間については、毎年振興会が公表する。

（交付予定額の通知）

第8条 振興会は、前条第1項の計画調書に基づき、助成金を交付しようとする者及び交付しようとする予定額（以下「交付予定額」という。）を定め、その者に対し、あらかじめ交付予定額を通知するものとする。

（配分審査等）

第9条 前条により助成金を交付しようとする者及び交付予定額を定めるに当たっては、振興会は助成金の配分等に関する事項を審議する科学研究費委員会に諮るものとする。

- 2 前項の委員会の組織及びその運営については、別に定める。

（交付申請書）

第10条 第8条の通知を受けた者が助成金の交付の申請をしようとするときは、振興会の指示する時期までに、別に定める様式による交付申請書を振興会に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 振興会は、前条により助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査

及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するものとする。

- 2 振興会は、前項の調査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 振興会は、助成金の交付の条件として、次の事項及びその他必要な事項について定めるものとする。
  - 一 助成金の交付を受けた者が、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ振興会の承認を得なければならないこと  
ただし、補助事業の目的を変えない範囲で振興会が文部科学大臣との協議を経て定める軽微な変更についてはこの限りではないこと
  - 二 助成金の交付を受けた者が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、振興会の承認を得なければならないこと
  - 三 助成金の交付を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに振興会に報告してその指示を受けなければならぬこと
  - 四 助成金の交付を受けた者が、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならないこと
- 4 振興会は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

#### (申請の取下げ)

- 第12条 助成金の交付の申請をした者は、前条第4項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、振興会の定める期日までに申請の取下げをすることができるとしている。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

#### (助成金の使用制限)

- 第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金を補助事業に必要な経費にのみ使用しなければならない。

#### (実施状況報告書)

- 第14条 助成金の交付を受けた者は、最終年度を除く各年度終了後2ヶ月以内に、別に定める様式により補助事業の実施状況及び助成金の收支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとする。
- 2 振興会は、提出された実施状況報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認する。

#### (実績報告書)

- 第15条 助成金の交付を受けた者は、補助事業を完了したときは、速やかに別に定める様式による実績報告書を振興会に提出しなければならない。

#### (助成金の額の確定)

第16条 振興会は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合においては、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の交付を受けた者に通知するものとする。この場合において、補助事業のうち最終年度を除く年度に実施された部分の確認においては、第14条第2項により確認した内容に基づいて行うことができるものとする。

#### (研究成果報告書)

第17条 助成金の交付を受けた者は、振興会の定める時期までに、振興会の定めるところにより、第7条第1項の計画調書上の計画に基づいて実施した事業の成果について取りまとめた報告書（以下「研究成果報告書」という。）を振興会に提出しなければならない。

- 2 前項の振興会の定める時期までに研究成果報告書を提出しなかった者が、さらに振興会が別に指示する時期までに特段の理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、振興会は、第8条の規定にかかわらず、この者に対して交付予定額を通知しないものとし、また、既に助成金の交付決定がなされている場合にあっては、助成金の支払を留保するものとする。取扱規程第13条第1項又は補助金取扱要領第16条第1項に係る科学研究費補助金の研究成果報告書を、文部科学大臣又は振興会の指示する時期までに提出しない場合についても同様とする。
- 3 前項の規定により交付予定額を通知しないこととされた者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、第8条の規定に基づき、交付予定額を通知するものとする。また、前項の規定により助成金の支払いを留保されている者が、その後、振興会又は文部科学大臣が別に指示する時期までに研究成果報告書を提出したときは、振興会は、留保を解除するものとする。

#### (帳簿関係書類等の整理)

第18条 助成金の交付を受けた者は、助成金の收支に関する帳簿を備え、領収証書等関係書類を整理し、助成金の交付を受けた事業終了後5年間保管しておかなければならない。

#### (経理の調査)

第19条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

#### (補助事業の状況の調査)

第20条 振興会は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、補助事業の状況に関する報告書の提出を求め、実地に調査することができる。

#### (研究経過及び研究成果の公表)

第21条 振興会は、補助事業に係る実施状況報告書、実績報告書及び前条の報告書のうち、研究経過に関する部分の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができるものとする。

- 2 振興会は、研究成果報告書の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

#### (設備等の寄付)

第22条 第6条に係る助成金の交付を受けた者が、助成金により設備、備品又は図書（以下「設

備等」という。)を購入したときは、直ちにそれを当該助成金の交付を受けた者が所属する研究機関のうちから適当な研究機関を一以上選定して、寄付しなければならない。

2 助成金の交付を受けた者が設備等を直ちに寄付することが研究上支障があると認める場合において、振興会の承認を得たときは、前項の規定にかかわらず、研究上支障のなくなるまでの間、寄付しないことができる。

(その他)

第23条 この取扱要領に定めるもののほか、助成金の取扱いに関し必要な事項は、募集要項等において別に定めるものとする。

附則（平成23年規程第19号）

この規程は、平成23年4月28日から適用する。

附則（平成24年規程第21号）

この規程は、平成24年9月12日から適用する。

附則（平成25年規程第3号）

1 この規程は、平成25年3月13日から適用する。

2 この規程の適用前に第5条に規定する交付決定取消事業において第3条第6項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係る改正後の第5条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10年以内」とあるのは「5年以内」とする。

## 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程

平成18年9月22日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正 平成19年2月19日
一部改正 平成19年5月23日
一部改正 平成19年10月1日
一部改正 平成19年12月17日
一部改正 平成20年9月25日
一部改正 平成21年1月27日
一部改正 平成21年9月29日
一部改正 平成22年1月20日
一部改正 平成22年5月26日
一部改正 平成22年9月29日
一部改正 平成23年1月26日
一部改正 平成23年8月5日
一部改正 平成23年10月5日
一部改正 平成24年2月7日
一部改正 平成24年9月28日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、科学研究費委員会(以下「委員会」という。)(別添1)において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価(以下「評価」という。)に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- |             |   |
|-------------|---|
| 一 研究課題      | 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。 |
| 二 成果公開      | 研究成果公開促進費(国際情報発信強化、学術定期刊行物、学術図書、データベース)の対象となる個々の事業をいう。                          |
| 三 審査委員又は評価者 | 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。                     |
| 四 被評価者      | 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。<br>(下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。)       |
- (1) 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)の研究課題の研究代表者
  - (2) 研究成果公開促進費(国際情報発信強化、学術定期刊行物、学術図書、データベース)の成果公開の代表者
  - (3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
  - (4) 学術創成研究費の研究課題の研究代表者

五 推荐者	学術創成研究費として推進すべき研究テーマを推薦する者をいう。
六 審査意見書作成者	特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。
七 評価協力者	基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究進捗評価及び特別推進研究の追跡評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

#### (評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 追跡評価

#### (評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 追跡評価 第4章に定める時期に行う。(特別推進研究の研究課題に限る。)

#### (評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

#### (守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
  - 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものと除く。)
  - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
  - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
  - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
  - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
  - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
  - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

#### (研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合

- (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

#### 二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 事業遂行における緊密な関係  
(例えば、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

### (評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。
- 3 追跡評価の結果の開示及び公表は、第21条に定めるとおりとする。
- 4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査（事前評価）

### （審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

#### 一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成20年10月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成21年2月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。  
研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添12「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。  
また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようする。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。
- (3) 研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5) 特別推進研究、基盤研究又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。
- (6) 研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。
- (7) 相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。
- (8) ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

## 二 研究種目（審査区分）別の方針

### (1) 科学研究費（特別推進研究）

#### ① 研究課題の選定方針

- ア 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。
- イ 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- ウ 現在、特別推進研究の研究課題に採択されている研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重な審査を行う。
- エ 研究経費を大幅に減額することが相当であると認められる場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- オ 研究計画最終年度前年度の応募として再構築された研究課題については、基となつた継続研究課題の研究が、当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られ、今回再構築された研究計画に十分生かされていて、当該研究課題を推進することにより、研究の更なる発展が見込まれるものを選定する。

#### ② 研究課題の研究期間

3年から5年以内とする。

#### ③ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

#### ④ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

#### ⑤ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用することとし、国内の審査意見書作成者による審査意見書作成時においては、研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性を審査する際に活用するとともに、ヒアリング研究課題及び採択研究課題の選定を行う合議審査においては、特に採否の議論を行う際の参考資料とする。

なお、研究進捗評価の評価基準のうち、「A」は、「当初目標に向けて順調に進展しており、期待通りの成果が見込まれる」という評価であり、最も高い評価は、「A+」（「当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる」）であることに留意すること。

#### ⑥ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- ア 他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならぬ、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- イ 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- ウ 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

## ⑦ エフォートの取扱い

エフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合)は、「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

## (2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）

### ① 共通事項

#### ア 各専門分野への配分方法

基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業配分方式」(以下、「配分方式」という。)により算出した額とする。

#### イ 配分額の調整

上記「ア」の配分方法に加え、次の事項につき、第2段審査(合議審査)において必要な調整を行う。

- a 人文・社会科学の研究の振興のための調整
- b 私立学校の振興並びに技術教育振興等への貢献度に配慮し、私立大学、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整
- c その他必要が認められる調整

#### ウ 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、第1段審査(書面審査)の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、第2段審査(合議審査)を行う審査委員が査定する。

#### エ 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

#### オ 翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、科学研究費補助金を交付する研究種目にあっては、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

#### カ 研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用することとし、第1段審査(書面審査)においては、研究計画と研究進捗評価結果を受けた研究課題の関連性を審査する際に活用するとともに、第2段審査(合議審査)においては、特に採否の議論を行う際の参考資料と

する。

なお、研究進捗評価の評価基準のうち、「A」は、「当初目標に向けて順調に進展しており、期待通りの成果が見込まれる」という評価であり、最も高い評価は、「A+」（「当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる」）であることに留意すること。

#### キ 他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

- a 他の研究課題の受入・応募等の状況は、第2段審査（合議審査）において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。
- b 採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。
- c 応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

#### ク エフォートの取扱い

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）は、第2段審査（合議審査）において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

#### ケ 補助事業完了理由書等の取扱い

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標をすでに達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に提出された補助事業完了理由書については、新たに応募された研究課題の第2段審査（合議審査）を行う小委員会において、その内容を確認し適否を判断する。

当該小委員会において、その内容が不適切と判断された場合には、新たに応募された研究課題は審査の対象外とする。

### ② 個別事項

#### ア 基盤研究（S）

- a 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。また、採択件数が限られていることから、分科ごとの応募件数等にとらわれず、学術的に真に優れた研究課題を選定する。
- b 研究課題の研究期間は、原則として5年とする。
- c 同一の研究代表者の基盤研究（S）の応募研究課題と基盤研究（A）の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

#### イ 基盤研究（A）（B）（C）

##### a 審査区分「一般」

- (ア) 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。
- (イ) 研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(ウ) 同一の研究代表者の基盤研究(A)の応募研究課題と基盤研究(S)の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

(エ) 基盤研究(C)に設けている「私立学校・高等専門学校調整枠」については、私立学校・高等専門学校だけではなく、国立大学以外で、研究環境が十分に整っているとはいえない研究機関も対象とする。

**b 審査区分「海外学術調査」**

(ア) 独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

(イ) 研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。なお、設備備品の購入は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限られることに留意する。

(ウ) 研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(エ) 同一の研究代表者の基盤研究(A)の応募研究課題と基盤研究(S)の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

**ウ 挑戦的萌芽研究**

a 独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

**エ 若手研究（S）**

a 新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で42歳以下の研究者が一人で行う研究であって、これまでの成果を踏まえ、自ら組織（研究代表者が、研究計画を遂行するために研究協力者（若手の研究者、大学院生、海外共同研究者、研究を補助する者等）と構成するチームをいう。）を率いて研究を推進することにより、格段の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、5年とする。

**オ 若手研究（A）（B）**

a 新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で39歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

特に若手研究(A)については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果をあげることが期待される研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、2年から4年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

**カ 研究活動スタート支援**

a 前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

b 研究課題の研究期間は、2年以内とする。

c 次の応募研究課題については、合議審査の際に配慮を行う。

(ア) 応募研究課題の開始年度に、「特別研究員奨励費」の内約があつた者の応募研究

### 課題

- (イ) 異なる研究機関等から採用された者の応募研究課題
- (ウ) 研究者の現在の研究環境を踏まえ、その改善・向上が特に期待できる応募研究課題

### (3) 科学研究費（奨励研究）

- ① 各専門分野への配分については、配分方式により算出した額を専門分野別の配分予定枠とするが、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和が図られるように配慮する。
- ② 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学的研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究課題（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を選定する。

なお、研究課題の選定に際しては、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励するものであることに十分配慮する。

- ③ 研究課題の研究期間は、1年とする。

### (4) 研究成果公開促進費

#### ① 共通事項

##### ア 各分野への配分方法

各分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

##### イ 多元的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多元的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多元的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

##### ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうるよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

#### ② 「学術定期刊行物」及び「データベース」に係る事項

##### ア 競争入札に係る取組状況

学会又は複数の学会等の協力体制による団体等及び研究機関に所属する応募者の行う成果公開のうち、一定額を超える契約の締結を要するもので、採択後の事業を開始しようとする時までに、一般競争入札により契約の相手方の選定を行わない計画となっているものは選定しない。

##### イ 経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

#### ③ 個別事項

##### ア 國際情報発信強化

- a 研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のため組織的対応体制が取ら

れ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際的発信力を強化する取組を選定する。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられる。

(a) 複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発進力を強化する取組

(b) 電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組

(c) 独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)～(ウ)の区分ごとに行う。

(ア) 「国際情報発信強化（A）」

(イ) 「国際情報発信強化（B）」

(ウ) 「オープンアクセス刊行支援」

b 合議審査において、複数の学術団体等が行う取組等については、選定にあたり配慮する。

c 成果公開の助成期間は、5年間とする。

ただし、配分枠の関係から助成期間を単年とすることができる。

#### イ 学術定期刊行物

a 我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制等により質の保証された原著論文の発信を目的として定期的に刊行する欧文誌又は欧文抄録を有する和文誌のうち、重要な学術研究の成果の刊行を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

ただし、次の(a)～(f)に該当するものは選定しない。

(a) 出版社の企画によって刊行するもの

(b) 各年度の補助要求額が100万円未満のもの

(c) 全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの

(d) 購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの

(e) 刊行事業に関する支出に占める補助要求額の割合が、原則として50%以上であるもの

(f) 過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)、(イ)の区分ごとに行う。

(ア) 「欧文誌」

「欧文誌」は、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%以上あるものから選定する。

「欧文誌」として採択されたもののうち、複数の学会等が協力体制をとつて刊行（学会等の統廃合などにより同等の協力体制がとられているものを含む。）する国際競争力の高い欧文誌で、次の(a)～(f)のすべての要件を満たすものの中から「特定欧文総合誌」を選定する。選定に当たって、新たに創刊し間もないもの（3年まで）については、いずれかの要件を満たさない場合であっても、その後の計画も含めて総合的に判断することとする。

なお、次の(a)～(f)のすべての要件を満たすものであっても、「特定欧文総合誌」として審査されることを希望していないものは、「特定欧文総合誌」として選定しない。

(a) 参加する団体及び出版社が明確であるもの

(b) 作成及び販売における協力体制が確立しているもの

(c) 査読や編集の委員に専門の外国人を採用するなど、欧文誌の高度化を図っているもの

(d) 年4回以上発行しているもの

(e) 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%であるもの

(f) 1回の発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの

(イ) 「欧文抄録を有する和文誌」

「欧文抄録を有する和文誌」は、欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%未満であるものから、学問分野の性格上、高く評価されるものを選定する。

原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る。

- b 一つの学会等から複数の応募があった場合には、特に慎重に審査を行う。また、過去に刊行事業に関する収入の実績の金額が、刊行に関する支出の実績の金額を超えることがあった場合にも同様とする。
- c 國際情報発信強化及び我が国の学術の振興と普及の観点から、以下のいずれかに該当する学術定期刊行物の形成及び効率的・安定的な刊行を目的として、応募のあった事業期間(最長4年)を限度として複数年度の内約を行うことができる。
  - ・海外の極めて競争力の高い学術誌に対抗しうるもの
  - ・当該分野の学術研究の発展及び国際交流に貢献すると特に認められるもの
- d 複数年度の内約を受けている学術定期刊行物のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

ウ 学術図書

- a 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行する学術図書で、学術的価値が高いもの(特に独創的または先駆的なもの)、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

ただし、次の(a)～(h)に該当するものは選定しない。

  - (a) 既に類似の成果が刊行されているもの
  - (b) 既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
  - (c) 学術研究の成果とは言い難いもの
  - (d) 大学、研究所等の研究機関がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
  - (e) 出版社等の企画によって刊行するもの
  - (f) 市販しないもの
  - (g) 十分に市販性があるもの
  - (h) 翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの
- b 当該学術図書が刊行されることの意義についても審査を行う。
- c 同一体系の図書であっても、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
- d 同一の応募者から複数の応募が行われている場合は、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。
- e 発行部数が2,000部以上のもの、及び定価が高額のものは、慎重に審査する。
- f 翻訳・校閲の上2年次目に刊行するものについては、応募のあった事業期間(2年)について内約を行う。

エ データベース

我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

また、成果公開の選定に当たっては、次のa、bの区分ごとに行う。

**a 「研究成果データベース」**

- (ア) 「研究成果データベース」は、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ次の(a)～(d)のすべての要件を満たすものから選定する。
- (a) 我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの。  
・我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野。  
・国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野。  
・国内での学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも国内的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野。  
・国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野。
- (b) データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの。
- (c) 当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの。
- (d) データ容量、所要経費が相当量(額)以上であるもの。
- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行うとともに、データベースの作成計画全体についても、審査を行う。
- (ウ) 採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「重点データベース」とし、その他を「一般データベース」とする。
- 「重点データベース」は、当該分野の研究者のニーズ・研究動向を踏まえた学問的貢献度、作成組織体制等において特に優れており、当該分野の学術研究の発展に大きく貢献するものを選定し、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、応募のあった事業期間(最長5年)を限度として、複数年度の内約を行うことができる。
- (エ) 複数年度の内約を受けている「重点データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

**b 「学術誌データベース」**

- (ア) 「学術誌データベース」は、我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等(以下「学術団体等」という。)が作成するデータベースで、学術団体等が発行する学術誌の過去の掲載論文等のアーカイブを構築するものを、次の(a)～(c)のすべての要件を満たすものから選定する。
- (a) 重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高い学術誌の電子アーカイブ事業であること。
- (b) 当該データベースの公開が継続できることが見込まれること。
- (c) データベースを流通させるためのシステムを既に有する又は他のシステムを活用するなど、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立されており、電子化された学術誌の公開計画が明確であること。
- (イ) 学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行う。
- (ウ) 採択された事業のうち、特に早期のデータベース構築が望まれるものについては、重点的かつ継続的な助成を行うこととし、応募のあった事業期間(最長5年)を限度と

した、複数年度の内約を行うことができる。

- (エ) 複数年度の内約を受けている「学術誌データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

#### (5) 特別研究員奨励費

- ① 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、審査に当たっては、研究目的の明確さ、研究計画の独創性等を考慮するとともに、研究成果が期待できる研究課題を選定する。
- ② 研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

#### (審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審査事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「一般」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「一般」)の研究課題 ・若手研究(A)の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究(A)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題 ・基盤研究(B)(審査区分「海外学術調査」)の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究(C)の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題 ・若手研究(B)の研究課題(応募時に複数細目を選択した研究課題(以下、「複数細目研究課題」という。)を除く)
審査第二部会に置く運営小委員会及び5小委員会	・若手研究(B)の研究課題のうち複数細目研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・研究活動スタート支援の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び1小委員会	・国際情報発信強化の成果公開
成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・学術定期刊行物の成果公開 ・学術図書の成果公開 ・データベースの成果公開

#### (審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

##### 一 審査・評価第一部会

## (1) 審査の進め方

### ① 新規研究課題

#### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ア 各小委員会は、応募研究課題の中から、ヒアリングを行う応募研究課題(以下「ヒアリング研究課題」という。)を選定する。
- イ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- ウ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

#### 〔各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方〕

##### ア 審査意見書の作成

###### a 国内の研究機関に所属する研究者への依頼

ヒアリング研究課題を選定する際の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、「審査意見書」の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書及び研究進捗評価結果に基づき「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、各要素ごとに意見を付す。また、当該研究課題について、「(3)研究経費の査定」により査定案の作成を行うとともに意見を付す。

###### b 海外の研究機関に所属する研究者への依頼

ヒアリング研究課題を選定する際の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、「審査意見書」の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書のうち応募情報及び応募内容ファイル(英語版)に基づき、次の要素について意見を付す。

(a) 当該研究者が当該研究分野において国際的に高い評価を得ているか。

(b) 当該研究分野の現状と動向の中で当該研究課題が国際的に高い評価を得られるものであるか。

##### イ ヒアリング研究課題の選定

a 各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

b 各小委員会は、研究計画調書、研究進捗評価結果及び審査意見書をもとに、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、各審査委員が事前に行うヒアリングの可否についての審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究課題を選定する。

##### ウ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料、研究進捗評価結果及び審査意見書をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

###### (a) 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・・・・ 10分

(イ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・ 20分

(ウ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・ 10分

###### (b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

###### (c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

##### エ 採択候補研究課題の選定

a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。

なお、担当委員は、当該研究課題について、研究計画調書、審査意見書及び「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。

- b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果及び研究進捗評価結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題については、「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

## ② 繼続研究課題

- ア 各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、研究計画調書及び研究進捗評価結果をもとに「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、合議により研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否の審査を行い、大幅な変更及び継続を認めることができる。また、書面により判断できない場合及び増額を伴う研究課題のうち増額を認める可能性のあるものは、ヒアリングを実施する。
- イ 各小委員会は、ヒアリングを行う研究課題について、研究計画調書、研究進捗評価結果及び追加説明資料をもとに、次のとおりヒアリングを行うこととする。
  - (a) 時間配分の目安
 

(ア) 研究代表者等から研究内容の説明	・・・・・	10分
(イ) 質疑応答	・・・・・	20分
(ウ) 審議及びコメントの記載	・・・・・	10分
  - (b) 説明者  
研究代表者を含め3名以内
  - (c) 説明資料  
研究計画調書及び追加説明資料
- ウ 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(イ) 審査基準」により審査を行う。  
なお、担当委員は、増額を伴う研究課題について、「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。
- エ 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により、研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否を判断するとともに、増額することとした研究課題について「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。
- オ 運営小委員会は、各小委員会が審査した研究計画の大幅な変更の可否、研究課題の継続の可否及び増額することとした研究課題の配分予定額について合議により決定する。

## (2) 審査に当たっての着目点及び審査基準

- (ア) 審査に当たっての着目点
  - (a) 特別推進研究として推進する必要性
    - ・国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するための研究種目である特別推進研究の対象として、ふさわしい研究であるか。
    - ・現在、特別推進研究に採択されている研究代表者からの応募研究課題については、特別推進研究として引き続き推進することが、ふさわしい研究であるか。
  - (b) 研究の独創性及び研究の意義
    - ・研究目的、方法が独創的であるか。
    - ・学界等における関連研究の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。
  - (c) 研究分野の現状と動向及びその中のこの研究課題の位置づけ
    - ・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競いあっている研究であるか。

- ・当該研究は、国際的な評価が高いか、あるいは高い評価を得られる可能性が高いものであるか。
- (d) 研究遂行能力及び当該分野における評価
- ・研究者の研究業績にかんがみ、その研究を遂行し、成果をあげることが期待できるか。
  - ・国内において当該研究及びこれと競う研究を遂行している研究者のうちで、特別推進研究を遂行する者として適した者であるか。
  - ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。
- (e) 研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性(該当する研究課題のみ)
- ・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。
- (f) 応募研究経費の妥当性
- ・大幅に減額することが相当であると認められるか。
  - ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(イ) 審査基準

評価	評価基準
A	採択に値するものである
A-	「A」に準ずるものである
B	「A-」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

※ 研究費の増額を伴う研究課題の審査において、増額の可否を審査する場合は「採択」を「増額」と読み替える。

(3) 研究経費の査定

(ア) 査定の観点

- ・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- ・応募総額が5億円を超える研究課題については、特に研究経費の内容及び5億円を超える研究経費を必要とする理由等を踏まえ、真に必要性が認められるか。
- ・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
- ・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が当該年度の研究経費の90%を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性及び妥当性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。
- ・大幅な減額を伴う研究計画の見直しを求める研究課題については、研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 査定方法

- ・研究経費の内容を踏まえ、各年度の費目ごとに査定を行う。

## 二 審査・評価第二部会

(1) 基盤研究(S)

① 新規研究課題

[研究課題の採択決定までの進め方]

ア 各小委員会は、書面審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する書面審査の結果を基にして、「ヒアリング研究課題」を選定する。

- イ 書面審査を行う審査委員は、別添3の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。
- ウ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。
- エ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

**[各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方]**

- ア 各小委員会は、研究計画調書、研究進捗評価結果及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定する。
- イ 各小委員会は、ヒアリング研究課題毎に担当委員を決定する。
- ウ 各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、研究進捗評価結果、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。
- エ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。
  - a 時間配分の目安
 

(ア) 研究代表者等から研究内容の説明	・・・・・	10分
(イ) 質疑応答	・・・・・	10分
(ウ) 審議及びコメントの記載	・・・・・	10分
  - b 説明者  
研究代表者を含め 3名以内
  - c 説明資料  
研究計画調書及び追加説明資料
- オ 採択研究課題の選定
  - a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(イ) 審査基準」により審査を行う。
  - b 各小委員会は、「国際的な水準から見て一定の評価を得ている一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究課題」を選定することに特に留意し、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。  
なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、基盤研究(S)として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。
  - c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により採否を決定する。

- (ア) 審査に当たっての着目点
  - (a) 基盤研究(S)として推進する必要性
    - ・ 国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究計画であるか。
    - ・ 研究代表者及び研究分担者は国際的に卓越した実績を挙げているか。
  - (b) 研究課題の学術的重要性・妥当性
    - ・ 学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
    - ・ 研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
    - ・ 応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。
  - (c) 研究計画・方法の妥当性
    - ・ 研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
    - ・ 研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
    - ・ 研究計画を遂行する能力が十分にあるか。
  - (d) 研究課題の独創性及び革新性

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。
- (e) 研究課題の波及効果及び普遍性
- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
  - ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。
- (f) 応募研究経費の妥当性
- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(イ) 審査基準

評価	評価基準
A	採択に値するものである
A-	「A」に準ずるものである
B	「A-」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

② 継続研究課題

[研究課題の採択決定までの進め方]

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(2) 若手研究（S）

① 新規研究課題

[研究課題の採択決定までの進め方]

ア 各小委員会は、書面審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する書面審査の結果を基にして、ヒアリング研究課題を選定する。

イ 書面審査を行う審査委員は、別添4の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

ウ 各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。

エ 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

[各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方]

ア 各小委員会は、研究計画調書、研究進捗評価結果及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定する。

イ 各小委員会は、ヒアリング研究課題毎に担当委員を決定する。

ウ 各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、研究進捗評価結果、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。

エ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

a 時間配分の目安

(ア) 研究代表者から研究内容の説明・・・・・・・・・・・・ 7分

(イ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・ 8分

(ウ) 審議及びコメントの記載 ・・・・・・・・・・・・ 5分

b 説明者

研究代表者

c 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

才 採択研究課題の選定

a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(ア) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(イ) 審査基準」により審査を行う。

b 各小委員会は、「将来の発展が期待される優れた研究課題」を選定することに特に留意し、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、若手研究(S)として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により採択研究課題を決定する。

(ア) 審査に当たっての着目点

(a) 若手研究(S)として推進する必要性

- ・国際的に高い評価を得る可能性がある研究計画であるか。
- ・研究代表者がこれまでの成果を踏まえ、自ら組織を率いて研究を行う体制となっているか。
- ・研究代表者は国内外で卓越した実績を挙げているか。

(b) 研究課題の学術的重要性・妥当性

- ・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
- ・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
- ・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

(c) 研究計画・方法の妥当性

- ・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
- ・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
- ・研究計画を遂行する能力が十分にあるか。

(d) 研究課題の独創性及び革新性

- ・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

(e) 研究課題の波及効果及び普遍性

- ・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
- ・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

(f) 応募研究経費の妥当性

- ・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(イ) 審査基準

評価	評価基準
A	採択に値するものである
A-	「A」に準ずるものである
B	「A-」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

② 継続研究課題

[研究課題の採択決定までの進め方]

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

### 三 審査第一部会

#### (1) 基盤研究（A）（B）（審査区分「一般」）

##### ① 新規研究課題

###### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

###### 〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、配分方式を準用し、「配分枠」を分科（細目）ごとに按分した額を配分目安額として、合議により、採択候補研究課題を選定する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。

エ 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

##### ② 継続研究課題

###### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

#### (2) 基盤研究（A）（B）（審査区分「海外学術調査」）

##### ① 新規研究課題

###### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

イ 各小委員会に属する審査委員は、別添6の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

###### 〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設ける。

イ 各審査グループは、配分方式を準用し、「配分枠」を審査希望分野ごとに按分した額を配分目安額として、合議により、採択候補研究課題を選定する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。

エ 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を

採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

## ② 継続研究課題

### [研究課題の採択決定までの進め方]

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

## (3) 若手研究（A）

### ① 新規研究課題

#### [研究課題の採択決定までの進め方]

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

ただし、各小委員会が選定する補欠研究課題については、運営小委員会の合議により決定する。

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

#### [各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方]

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、分科（細目）の専門的見地から、合議により、若手研究（A）にふさわしい採択候補研究課題を厳選する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。

エ 各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、若手研究（A）として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

キ 運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により、採否を決定する。

なお、その際、各分野間の採択件数のバランスに配慮する。

## ② 継続研究課題

### [研究課題の採択決定までの進め方]

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

#### 四 審査第二部会

##### (1) 基盤研究（C）、若手研究（B）（複数細目研究課題を除く）

###### ① 新規研究課題

###### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

###### 〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」と「平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。

ウ 各審査グループは、「配分枠」のボーダーライン付近にある応募研究課題の中から、「私立学校・高等専門学校調整枠」により採択する研究課題を選定する。

エ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa～cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。

a 第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合

b 研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合

c その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合

オ 各小委員会は、上記「エ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

###### 〔各研究課題への配分額の調整〕

ア 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ 運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の 小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

###### ② 継続研究課題

###### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

##### (2) 若手研究（B）（複数細目研究課題）

###### ① 新規研究課題

###### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研

究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。(二段審査制)

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

#### [各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方]

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分野(複数細目小委員会にあっては系)ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により、同一分野内の複数細目を選択した研究課題及び分野を超えた同一系内の複数細目を選択した研究課題について、採択候補研究課題を選定する。(複数細目小委員会にあっては系を超えた複数細目を選択した研究課題について、採択候補研究課題を選定する。)

ウ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa～cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。

a 第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合

b 研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合

c その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合

エ 各小委員会は、上記「ウ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

オ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

#### [各研究課題への配分額の調整]

ア 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ 運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の 小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

## ② 繼続研究課題

#### [研究課題の採択決定までの進め方]

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

## (3) 挑戦的萌芽研究

### ① 新規研究課題

#### [研究課題の採択決定までの進め方]

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。(二段審査制)

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添7の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

#### [各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方]

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科(人文社会系の 小委員会にあっては細

- 目)ごとに審査グループを設けることとする。
- イ 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。
- ウ 各審査グループは、採択候補研究課題の選定に当たっては、第1段審査の審査結果の総合評点「AA」を特に重視する。
- エ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa～cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。
- a 第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合
- b 研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合
- c その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合
- オ 各小委員会は、上記「エ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。
- カ 各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

#### 〔各研究課題への配分額の調整〕

- ア 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- イ 運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

#### ② 継続研究課題

##### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

#### (4) 特別研究員奨励費

##### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

運営小委員会は、次の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、合議により採択研究課題を決定する。

##### 【評定要素】

- ・研究目的は具体的かつ明確に設定されているか。
- ・研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。
- ・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
- ・研究計画に照らし、研究経費の内容が適切であるか。

### 五 審査第三部会

##### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添8の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書に

より審査を行う。

#### 〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査グループを設けることとする。
- ② 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野(各小委員会)ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。
- ③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

#### 〔各研究課題への配分額の調整〕

- ① 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会は、上記「①」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

## 六 奨励研究部会

#### 〔研究課題の採択決定までの進め方〕

- (1) 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。
- (2) 各小委員会に属する審査委員は、別添9の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

#### 〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

- (1) 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとの審査グループを設けることとする。
- (2) 各審査グループは、配分方式を準用し、審査希望分野ごとに按分した額と当該分野にかかる「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により、採択候補研究課題を選定する。
- (3) 各小委員会は、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

#### 〔各研究課題への配分額の調整〕

- (1) 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- (2) 運営小委員会は、上記「(1)」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

## 七 成果公開部会

### (1) 国際情報発信強化

#### 〔審査区分「国際情報発信強化（A）」「オープンアクセス刊行支援〕

##### ① 新規成果公開

#### 〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。
- イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計

画調書により書面審査を行う。

- ウ 国際情報発信強化小委員会は、書面審査の結果に基づき、「ヒアリング成果公開」を選定する。
- エ 国際情報発信強化小委員会は、ヒアリング成果公開について、ヒアリングを行い、採択成果公開を決定する。

#### 〔国際情報発信強化小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ア 国際情報発信強化小委員会は、計画調書及び書面審査の結果を基に、合議により「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の「ヒアリング成果公開」を選定する。
  - イ 国際情報発信強化小委員会におけるヒアリングは、計画調書、中間評価結果、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。
  - ウ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。
    - a 時間配分の目安
      - (ア) 研究代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・・・ 10分
      - (イ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分
      - (ウ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・ 10分
    - b 説明者  
応募代表者を含め 3名以内
    - c 説明資料  
計画調書及び追加説明資料
  - エ 採択成果公開の決定
    - a 各審査委員は、ヒアリングを行った成果公開について、「(ア) 審査にあたっての着目点(a)~(e)」の各要素に着目し、「(イ) 審査基準」により審査を行う。
    - b 国際情報発信強化小委員会は、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の採択成果公開を決定する。
- (ア) 審査にあたっての着目点
- (a) 国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性
    - ・目標及び評価指標(中間及び終了時)は具体的に示されているか。
    - ・目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。
    - ・評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
    - ・英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。
  - (b) 国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性
    - ・取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
    - ・各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。
  - (c) 新たな取組の準備状況の妥当性
    - ・新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
    - ・新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。
  - (d) 学術的価値と質の確保
    - ・刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。
    - ・レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。
  - (e) 補助要求額の妥当性
    - ・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
- (イ) 審査基準
- | 評価 | 評価基準        |
|----|-------------|
| A  | 採択に値するものである |

A	「A」に準ずるものである
B	「A」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

## ② 継続成果公開

### [成果公開の採択決定までの進め方]

国際情報発信強化小委員会は、実施計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

## (2) 国際情報発信強化〔審査区分「国際情報発信強化（B）〕

### ① 新規成果公開

#### [成果公開の採択決定までの進め方]

- ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。
- イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により審査を行う。
- ウ 国際情報発信強化小委員会は、個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

## (3) 学術定期刊行物

### [新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

### [各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。
- ② 各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごと(「欧文誌」の「配分予定枠」の設定に際しては、「欧文誌」と「特定欧文総合誌」をあらかじめ区分しないこととする。)に、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～オのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
  - ア 各審査グループにおいて、「欧文誌」と「和文誌」の採択候補成果公開を選定する。
  - イ 各審査グループにおいて、選定した「欧文誌」の採択候補成果公開の中から「特定欧文総合誌」に値する候補成果公開の有無について検討する。
  - ウ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から「複数年の内約を行う成果公開」に値する候補成果公開の有無について検討する。
  - エ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。
  - オ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。
- ③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、以下のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。
  - ア 各小委員会において、「欧文誌」及び「和文誌」の採択成果公開を決定する。
  - イ 各小委員会において、「特定欧文総合誌」及び「複数年の内約を行う成果公開」として

の採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

④ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

⑤ 運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

#### [各成果公開への配分額の調整]

① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

③ 運営小委員会及び各小委員会は、それぞれ成果公開について、「配分予定枠」の算出に際し、「特定欧文総合誌」と「学術誌データベース」に対して特に重点的な配分を可能とするため、「配分可能額」からあらかじめ確保している「重点配分枠」により重点配分する額の調整を行う。

#### (4) 学術図書

##### [成果公開の採択決定までの進め方]

① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開の決定及び補欠成果公開の選定を行う。

② 各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

③ 運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠成果公開について、合議により採択成果公開を決定する。

##### [各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方]

① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

② 各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～ウのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、採択成果公開を決定する。

- イ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。
  - ウ 各小委員会は、補欠成果公開を選定する。
  - エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。
- ④ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開、「調整枠」による採択成果公開及び各小委員会が選定した補欠成果公開の採否を決定する。

#### [各成果公開への配分額の調整]

- ① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、運営小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。
- ② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

#### (5) データベース

##### [新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。
- ② 各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

##### [各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方]

- ① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。
- ② 各審査グループは、審査希望分野(各小委員会)及び広領域(審査希望分野を複数選択したもの)のそれぞれについて、種目(区分)ごと(「研究成果データベース」と「学術誌データベース」をあらかじめ区分しないこととする。)に、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した「配分予定枠」から「調整枠」を差し引いた額について、各審査グループごとの応募額により按分した額(「配分目安額」)を基にして、次のア～エのとおり、採択候補成果公開等を選定する。
  - ア 各審査グループにおいて、「研究成果データベース」と「学術誌データベース」の採択候補成果公開を選定する。
  - イ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から「複数年の内約を行う成果公開」(研究成果データベースにあっては「重点データベース」)に値する候補成果公開の有無について検討する。
  - ウ 各審査グループにおいて、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。
  - エ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。
- ③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。
  - ア 各小委員会において、「研究成果データベース」及び「学術誌データベース」の採択成果公開を決定する。
  - イ 各小委員会において、「複数年の内約を行う成果公開」(研究成果データベースにあっては「重点データベース」)としての採択成果公開を決定する。
  - ウ 各小委員会は、種目(区分)等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定す

る。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

④ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

⑤ 運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

#### 〔各成果公開への配分額の調整〕

① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目(区分)等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

③ 運営小委員会及び各小委員会は、それぞれ学術誌データベースとして採択された成果公開のうち特に必要と認められたものについて、「配分予定枠」の算出に際し、「特定欧文総合誌」及び「学術誌データベース」に対して特に重点的な配分を可能とするため、「配分可能額」からあらかじめ確保している「重点配分枠」により重点配分する額の調整を行う。

### (審査結果の開示)

#### 第13条

##### 一 特別推進研究

各審査委員の研究課題に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択された研究課題の研究代表者に対して、各小委員会における当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者には、当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、各小委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位を開示する。

##### 二 基盤研究（S）、若手研究（S）

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に書面審査の結果の開示を希望した者に対して、1)応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目におけるおおよその順位、2)評定要素ごとの審査結果、3)ヒアリング審査における所見(ヒアリング審査を受けた者に限る)、4)その他の評価項目の評定結果を開示する。

##### 三 基盤研究（A・B・C）、若手研究（A・B）、研究活動スタート支援

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対して、1)応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目(分野)におけるおおよその順位、2)評定要素ごとの審査結果、3)その他の評価項目の評定結果を開示する。複数細目研究課題については、それぞれの細目について、上記「1)」「2)」「3)」の内容を開示する。

##### 四 挑戦的萌芽研究

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対して、1)応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目におけるおおよその順位、2)評定要素ごとの審査結果、3)総合評点の結果、4)その他の評価項目の評定結果を開示する。

##### 五 奨励研究

採択されなかった研究課題の研究代表者に対して、審査希望分野における書面審査結果のおおよその順位を開示する。

## **六 国際情報発信強化**

各審査委員の成果公開に対する結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかつた代表者に対して、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」については、当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

また、「国際情報発信強化(B)」については、審査希望分野におけるおおよその順位、応募成果公開の各評定要素に係る審査委員の素点(平均点)及び審査希望分野に採択された応募成果公開の平均点を開示する。

## **七 学術図書、データベース**

各審査委員の成果公開に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかつた代表者に当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

## 第3章 研究進捗評価

### (研究進捗評価の方針)

第14条 研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資する目的として行う。

- 2 研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。
- 3 研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について評価を行う。

### (研究進捗評価の実施体制)

第15条 委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・特別推進研究の研究課題 ・学術創成研究費の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究(S)の研究課題 ・若手研究(S)の研究課題

### (研究進捗評価の方法)

第16条 研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

#### 一 審査・評価第一部会

##### (1) 特別推進研究

###### ① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング及び現地調査等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度にヒアリングを実施する。ただし、3年間の研究課題については、最終年度に実施する。

現地調査の時期は、研究課題ごとに各小委員会で判断する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

###### ② 現地調査の進め方

###### ア 担当委員の決定

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

###### イ 現地調査

###### a 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び研究計画調書

###### b 時間配分の目安

2~3時間程度

###### c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から研究進捗状況報告書をもとに説明を受ける。

###### d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

###### e 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、各小委員会に提出する。

### ③ ヒアリングの進め方

#### ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

#### イ ヒアリング

##### a ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び研究計画調書等

##### b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 ・・・・・・・ 10分

(イ) 質疑応答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10分

(ウ) 審議及びコメント票の記載 ・・・・・・・・・・・・ 5分

##### c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

##### d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

##### e 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ) 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

### ④ 合議の進め方

#### ア 各小委員会

各小委員会は、現地調査を行った研究課題について、担当委員から現地調査報告書に基づく報告を受け、合議により評価コメント案を作成する。

ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(イ) 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、研究計画の変更、研究経費の減額又は研究の中止の必要性について検討する場合は、その具体的な内容について慎重に判断する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案及び研究進捗評価案に「F」を付し、その内容を示す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙がらなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

#### イ 運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び研究進捗評価案について合議を行い、評価コメント及び研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

### ⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

#### (ア) 評価に当たっての着目点

##### (a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

##### (b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

- ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(e) 研究目的の達成見込み

- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(2) 学術創成研究費

① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度にヒアリングを実施する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。

なお、ヒアリングで判断できない場合は、現地調査を行う。

② ヒアリングの進め方

ア 担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。

イ ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

各小委員会におけるヒアリングは、研究進捗状況報告書、追加説明資料及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

b 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 10分

(イ) 質疑応答 10分

(ウ) 審議及びコメント票の記載 5分

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の

協力を受けるものとする。

e 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者及び評価協力者による審議を行い、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

**(3) 現地調査の進め方**

**ア 担当委員の決定**

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

**イ 現地調査**

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかつた点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(收支決算報告書))等をもとに行う。

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

**(4) 合議の進め方**

**ア 各小委員会**

各小委員会は、ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ア)評価に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「⑤(イ)評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑤(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

担当委員は、合議による評価結果を踏まえた評価コメント案を作成する。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙がらなかつた場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

**イ 運営小委員会**

運営小委員会は、研究進捗評価案及び評価コメント案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

**(5) 評価に当たっての着目点及び評価基準**

**(ア) 評価に当たっての着目点**

- (a) 研究を推進する必要性
  - ・推薦の趣旨に照らし、採択時以降の関連研究分野の学術動向を踏まえた上で引き続き研究を推進する必要性は高いか。
- (b) 研究の進展状況
  - ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
  - ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。
- (c) これまでの研究成果
  - ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(又はあげつたるか。)
- (d) 研究組織
  - ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的に連携が保たれ、活発な研究活動が展開される研究組織となっているか。
- (e) 研究経費の使用状況
  - ・購入された設備等は有効に活用されているか。
  - ・その他、研究費は効果的に使用されているか。
- (f) 研究目的の達成見込み
  - ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
  - ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評価基準
A +	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

## 二 審査・評価第二部会

### (1) 基盤研究（S）

#### ① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行う書面評価等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度に書面により実施する。ただし、3年間の研究課題については、最終年度に実施する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

なお、書面による評価で判断できない場合は、現地調査又はヒアリングを行う。

#### ② 書面評価の進め方

##### ア 評価意見書の作成

各小委員会幹事は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに選定した3名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等に基づき、評価意見書を作成する。

##### イ 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、研究進捗状況報告書、関係書類及び評価意見書に基づき、評価コメント票を作成する。

#### ウ 各小委員会の評価

小委員会は、研究進捗状況報告書、関係書類、評価意見書及び評価コメント票に基づき評価を行う。

### ③ 現地調査の進め方

#### a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

#### b 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

#### c 時間配分の目安

2～3時間程度

#### d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

#### e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

#### f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

### ④ ヒアリングの進め方

#### a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

#### b ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書))等をもとに行う。

#### c 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 ・・・・・・・ 7分

(イ) 質疑応答 ・・・・・・・ 8分

(ウ) 審議及びコメント票の記載 ・・・・・・・ 5分

#### d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等(3名以内)から、事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

#### e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

#### f 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑥(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(イ) 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

## ⑤ 合議の進め方

### ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った研究課題について、「⑥(ア) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(イ) 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑥(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙がらなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

### イ 運営小委員会

運営小委員会は、研究進捗評価案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

## ⑥ 評価に当たっての着目点及び評価基準

### (ア) 評価に当たっての着目点

#### (a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

#### (b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

#### (c) 研究組織

- ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

#### (d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

#### (e) 研究目的の達成見込み

- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

### (イ) 評価基準

区分	評価基準
A+	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A-	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

## (2) 若手研究 (S)

### ① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行う書面評価等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度に書面により実施する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

なお、書面による評価で判断できない場合は、現地調査又はヒアリングを行う。

## ② 書面評価の進め方

### ア 評価意見書の作成

各小委員会幹事は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに選定した3名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(收支決算報告書))等に基づき、評価意見書を作成する。

### イ 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、研究進捗状況報告書、関係書類及び評価意見書に基づき、評価コメント票を作成する。

### ウ 各小委員会の評価

小委員会は、研究進捗状況報告書、関係書類、評価意見書及び評価コメント票に基づき評価を行う。

## ③ 現地調査の進め方

### a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかつた点を中心として質問事項を提示する。

### b 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類(研究計画調書、交付申請書及び実績報告書(收支決算報告書))等をもとに行う。

### c 時間配分の目安

2~3時間程度

### d 研究代表者からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

### e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

### f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

## ④ ヒアリングの進め方

### a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面等による評価で明らかにされなかつた点を中心として質問事項を提示する。

### b ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び関係書類(研究計画調書、

交付申請書及び実績報告書(収支決算報告書)等をもとに行う。

c 時間配分の目安

- (ア) 研究代表者からの研究進捗状況等の説明 ······ 7分
- (イ) 質疑応答 ······ 8分
- (ウ) 審議及びコメント票の記載 ······ 5分

d 研究代表者からの研究進捗状況等の説明

研究代表者から、事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

## ⑤ 合議の進め方

### ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った研究課題について、「⑥(ア)評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(イ)評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑥(イ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

研究進捗評価(検証)を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙がらなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

### イ 運営小委員会

運営小委員会は、研究進捗評価案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

## ⑥ 評価に当たっての着目点及び評価基準

### (ア) 評価に当たっての着目点

#### (a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

#### (b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

#### (c) 研究組織

- ・研究代表者が、自ら組織を率いて研究を行う体制となっているか。

#### (d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

#### (e) 研究目的の達成見込み

- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評価基準
A +	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A -	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

(研究進捗評価結果の開示等)

第17条 研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

## 第4章 追跡評価

### (追跡評価の方針)

第18条 追跡評価は、対象となる研究課題が研究終了後、一定期間経た後にその研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証することを行なう。

### (追跡評価の実施体制)

第19条 委員会において行なう評価は、次に掲げる部会等において行なるものとする。

部会等の名称	評価事項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題

### (追跡評価の方法)

第20条 追跡評価の方法は、次のとおりとする。

#### 一 特別推進研究

##### (1) 追跡評価の時期及び方法

研究が終了して5年間を経た研究課題に対して書面により実施する。

なお、「COE 形成基礎研究費」から特別推進研究に移行した研究課題については、研究の実施形態等が異なるため対象から除外するものとする。

また、研究代表者の対応が困難な場合にあっては、研究課題の研究分担者として参加していた者に要請できることとする。ただし、第4条第3号の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由により研究代表者等の協力が得られない場合には、追跡評価を行わないことができる。

##### (2) 追跡評価の進め方

###### ① 評価意見書の作成

研究課題ごとに選定した2名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者等が作成する自己評価書及び関係書類(研究成果報告書概要、事後評価結果)等に基づき、「(4)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、評価基準により評価意見書を作成する。

###### ② 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的な役割を担う。

担当委員は、自己評価書、関係書類(研究成果報告書概要、事後評価結果)及び評価意見書等に基づき、評価コメント票を作成する。

###### ③ 各小委員会の評価

各小委員会は、自己評価書、関係書類(研究成果報告書概要、事後評価結果)、評価意見書及び評価コメント票等に基づき、評価を行う。

##### (3) 合議の進め方

###### ① 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「(4)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、合議により追跡評価の所見案を作成する。

###### ② 運営小委員会

運営小委員会は、追跡評価の所見案について合議を行い、追跡評価の所見を決定し、その結果を委員会に報告する。

#### (4) 評価に当たっての着目点及び評価基準

- (a) 当該研究課題の研究期間終了後、研究代表者等の研究は順調に発展し、また、研究代表者等によって新たな発見・知見は生み出されているか。
- ただし、研究期間終了後における研究代表者等の研究環境の変化(例えば退職)等の事情により研究が進めにくい状況も想定されるため、そのような状況が確認できる場合にあつては、評価の際に配慮する。
- ・研究の発展の程度はどうか。
  - ・新たな発見・知見は生み出されているか。

区分	評価基準
A +	格段に発展を遂げ、新たな発見・知見が生み出されている
A	順調に発展している
B	順調な発展とは考えにくい

- (b) 研究成果は、他の研究者に活用されているか。

- ・学界への貢献度はどうか。
- ・論文の引用状況はどうか。

区分	評価基準
A +	他の研究者に対し絶大な貢献がある
A	他の研究者に対し十分な貢献がある
B	他の研究者に対する貢献度は低い

- (c) 研究成果の社会還元等の状況はどうか。

- ・研究成果は社会還元されているか。
- ・研究計画に関与した若手研究者は成長しているか。

区分	評価基準
A +	社会還元、若手研究者の育成に大いに貢献している
A	社会還元、若手研究者の育成のいずれかに貢献があった
B	社会還元、若手研究者の育成に対する貢献はあまりない

#### (追跡評価結果の開示等)

第21条 追跡評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価の所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 評価の所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。